

事務・権限の移譲に要する準備期間 等に関するアンケート結果集計表

平成26年11月26日
鉦山・火薬類監理官付

(1) 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備

一部又は移譲がなされていない全ての指定都市で、職員の確保又は人件費の措置を講じることを検討。また、移譲する側の道府県の大部分が火薬担当者の維持の観点で人員の要求を行う事を検討。

注：福岡市は、移譲対象が決まった段階で検討する旨回答。

道府県の事務・権限の移譲状況の区分	道府県名	持者、機構要求（火薬担当者、火薬担当部署の維持）	予算要求	予算要求（指定都市職員研修参加）	火薬担当部署の維持・存続	条例改正	事務容量等に関する情報提供	台帳、マニュアル等の引き継ぎ
を大部分	宮城県							
	新潟県				○			
	大阪府						○	
	広島県						○	
一部又は移譲していない	北海道	○	○					
	埼玉県	○						
	千葉県	○	○			○		
	神奈川県	○		○				
	静岡県	○	○					
	愛知県	○					○	
	京都府							○
	兵庫県		○				○	
	岡山県	○	○					
	福岡県	○	○					
熊本県	○							

指定都市の事務・権限の移譲状況の区分	指定都市名	機構要求（担当職員の確保）	人件費の措置	財源確保（準備期間の人件費等）	財源確保（移譲後）の検討	条例改正	専属部署の設置の検討	既に移譲している町事務との調整
大部分が移	仙台市							
	新潟市	○						
	大阪市	○		○	○			
	堺市	○						
	広島市	○		○	○			
一部又は移譲されていない	札幌市	○		○				
	さいたま市	○		○				
	千葉市	○		○		○		
	川崎市	○		○		○		
	横浜市	○		○				
	相模原市	○		○				
	浜松市	○		○				
	静岡市							
	名古屋市	○		○				
	京都市			○		○		
	神戸市			○			○	
	岡山市	○		○				○
	福岡市							
北九州市	○		○		○			
熊本市	○		○					

※福岡市は移譲対象が決めた段階で対応を検討する旨回答。

(2) 指定都市における専門職員の養成及び専門性の維持

一部又は移譲がなされていない全ての指定都市で、指定都市では、経済産業省や道府県が行う研修やその他保安セミナーの参加、道府県との人事交流、マニュアルの整備等指定都市における教育システムの構築、立入検査への同行など現場での教育により専門職員の養成や専門性の維持を検討。

また、道府県においては、指定都市が行う研修や教育への協力、指定都市との人事交流、立入検査等への共同実施・同行による専門局員の要請や専門性の維持を検討。

注：福岡市は、移譲対象が決まった段階で検討する旨回答。

区分	道府県名	指定都市の研修等教育への協力	指定都市職員向け研修の検討と実施	道府県の研修への指定都市の職員受入れ	人事交流準備	保安検査・立入検査の共同実施・同行	移譲に関する説明会の実施	連絡会議等事務担当者の会議での情報共有	マニュアルの提供	マンニユアル、チェックリスト、様式集の提供	その他
移譲大部分を	宮城県						○				
	新潟県							○			
	大阪府		○		○					○	
	広島県		○			○					
一部又は移譲していない	北海道	○			○						
	埼玉県	○	○								
	千葉県	○	○		○						
	神奈川県			○	○						○
	静岡県	○									
	愛知県	○		○		○					
	京都府	○									○
	兵庫県				○	○					
	岡山県				○			○			○
	福岡県	○									
熊本県		○		○							

区分	道府県名	経産省の研修その他研修、各種セミナー等への継続的参加	道府県との人事交流などによる知識・技術の取得	道府県との研修を含む指定都市における担当者教育システムの構築	マンニユアルの整備を含む指定都市における研修等教育への協力	同行	保安検査・立入検査の共同実施・同行	連絡会議など道府県との実務経験者との間で定期的に意見交換できる場の設置	近隣都市の担当者連絡会議の創設	移譲連絡会議における事務処理マニュアルの作成、講習会等の参加
移譲大部分が移	仙台市	○								
	新潟市	○								
	大阪市	○								○
	堺市	○	○							○
	広島市	○								
	札幌市	○	○					○		
一部又は移譲されていない	さいたま市	○		○						
	千葉市	○				○				
	川崎市		○	○						
	横浜市	○	○	○		○				
	相模原市	○	○	○						
	浜松市・静岡市	○	○	○						
	名古屋市	○		○						
	京都市	○		○					○	
	神戸市	○					○	○		
	岡山市		○				○	○		
	福岡市									
北九州市		○	○							
熊本市	○						○		3	

※福岡市は移譲対象が決めた段階で対応を考える旨回答。

(3) 道府県と指定都市の連絡体制構築

指定都市側では、道府県との連絡会議など情報交換の場の設置、保安検査や立入検査の共同実施、道府県との人事交流等により、道府県との連絡体制の構築を検討している。その他、産業保安監督部が開催するブロック会議や都道府県課長会議への出席の要望もあった。

また、道府県では、共同の保安検査・立入検査により販売店と火薬庫のように許可権者が分かれる場合の指導内容等の統一や、指定都市との連絡調整会議を設置する等により、指定都市との連絡体制の構築を検討。

道府県の事務・権限の移譲状況の区分	道府県名	保安検査・立入検査の共同実施・同行	連絡会議等事務担当者の会議での情報共有	人事交流	指定都市との相談への対応と情報共有	講習会等の共同開催	その他
大部分を	宮城県						○
	新潟県	○					○
	大阪府	○		○			
	広島県		○				
一部又は移譲していない	北海道	○		○			
	埼玉県	○	○		○		
	千葉県	○					
	神奈川県		○				○
	静岡県	○	○				
	愛知県	○	○			○	
	京都府						
	兵庫県		○				
	岡山県	○	○	○			
	福岡県	○	○				
熊本県	○	○					

- その他：
 ・指定都市内での事故発生時等の立入検査等の権限の付与（神奈川県）
 ・事故時の連絡体制の整備（新潟県）
 ・国からの通知等を送付（宮城県）
 ※京都府は移譲対象が確定後協議を開始

指定都市の事務・権限の移譲状況の区分	道府県名	保安検査・立入検査の共同実施・同行	連絡会議など道府県との実務経験者との間で定期的な意見交換できる場の設置	道府県との人事交流などによる知識・技術の取得	定期的な連絡の場への参加	道府県職員からの助言・指導体制の確立	県が実施する研修へ参加	移譲連絡会議における運用の統一化、指導内容の標準化等	その他
大部分が移	仙台市								
	新潟市	○							○
	大阪市							○	
	堺市			○				○	
	広島市						○		
一部又は移譲されていない	札幌市	○			○	○			
	さいたま市	○	○						
	千葉市	○	○						
	川崎市	○	○	○					
	横浜市	○	○	○	○				
	相模原市	○	○	○					
	浜松市・静岡市	○	○	○					
	名古屋市	○	○						
	京都市								
	神戸市		○						
	岡山市	○	○	○					
福岡市									
北九州市	○	○	○						
熊本市	○	○							

- ※福岡市は移譲対象が決定した段階で対応を考える旨回答。
 ※京都市は移譲対象が確定後協議を開始
 その他：事故時の連絡体制の整備（新潟市）

(4) 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引き継ぎ

指定都市では、道府県が実施する研修の参加や、道府県の引継書等の受入れによる事務・ノウハウの引き継ぎ、保安検査、立入検査の共同実施・同行による現場での事務・ノウハウの引き継ぎを検討している。

また、道府県では、引継ぎ書等による引継書の策定・配布、指定都市に対する研修、保安検査・立入検査の共同実施によるノウハウの引き継ぎ等を検討している。

道府県の事務・権限の移譲 状況の区分	道府県名	引継書・マニュアルの作成	保安検査・立入検査の共同実施・同行	指定都市に対する研修	連絡会議等事務担当者会議での情報共有	台帳等の移管	道府県の研修への指定都市の職員受入れ	業務説明会の実施等	情報共有	指定都市の相談への対応と	人事交流	事務処理量の情報提供	その他
を大部分	宮城県	○						○					
	新潟県	○						○				○	
	大阪府	○		○		○							
	広島県	○											
	北海道	○	○	○									
一部又は移譲していない	埼玉県	○	○	○				○	○				
	千葉県	○	○	○									
	神奈川県	○	○		○		○						
	静岡県	○	○		○								
	愛知県	○	○	○				○					
	京都府	○	○										○
	兵庫県	○	○		○					○	○		○
	岡山県	○	○				○	○					
	福岡県	○	○	○									
	熊本県	○	○				○					○	

その他：法令、通達などの基本的内容については、国が実施することが必要(京都府)
 経産省等における質疑応答等相談体制の創設(兵庫県・神戸市)

指定都市の事務・権限の移譲 状況の区分	道府県名	保安検査・立入検査の共同実施・同行	県が実施する研修へ参加	道府県の引継書・マニュアルの受入れ	国が実施する研修等への参加	道府県との人事交流などによる知識・技術の取得	県が保有する情報の移管、システム共有化	説明会への参加	道府県職員からの助言・指導体制の確立	国・道府県・指定都市間の定期的な連絡の場への参加	連絡会議など道府県との実務経験者との間で定期的に意見交換できる場の設置	事務処理量の情報受入れ	その他
を大部分	仙台市							○					
	新潟市			○				○				○	
	大阪市		○		○								
	堺市		○		○	○							
	広島市		○										
一部又は移譲されていない	札幌市	○		○					○				○
	さいたま市	○	○	○				○					
	千葉市	○	○		○								
	川崎市		○	○	○	○	○						○
	横浜市		○	○	○	○	○						
	相模原市	○											
	浜松市・静岡市	○	○	○	○		○						
	名古屋市	○											
	京都市												
	神戸市	○	○	○			○				○		○
	岡山市		○	○	○			○					
	福岡市												
	北九州市	○	○										
	熊本市	○	○					○					

※福岡市は移譲対象が決定した段階で対応を考える旨回答。
 ※京都市は移譲対象が確定後協議を開始
 その他：全国的マニュアルの提供(札幌市)
 県が独自に実施している指導等の考慮(川崎市)
 他の団体との連携体制に対する引継、共同連携の仕組みの構築(川崎市)
 経産省等における質疑応答等相談体制の創設(兵庫県・神戸市)

(5) 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案

道府県・指定都市から、保安レベル維持のため、広域で取り組むべき事案として指摘された事案は、以下の6つの類型に区分できる。

- ①法律上の許可行為は独立しているが関連がある事案
- ②災害・事故発生時の対応に関する事案
- ③道府県と指定都市との解釈・運用のバラツキに関する事案
- ④担当者及び担当者の技術レベルの維持にかかる事案
- ⑤試験事務・免状交付事務及び指定完成・保安検査機関の指定事務に関する事案
- ⑥その他の事案

(5) 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案

① 法律上の許可行為は独立しているが関連がある事案

懸念事項1: 販売所と火薬庫等関連する施設等が指定都市内で収まらない(埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、愛知県、名古屋市、兵庫県・神戸市、福岡県、熊本県)

○道府県・指定都市が検討している対応の方向性

- ・道府県間における現状での取扱いの整理(埼玉県、兵庫県・神戸市)
- ・合同立入検査の実施、道府県・市間の意見交換会議の火災及び災害時緊急時の連絡等情報共有体制の整理(千葉県、新潟県、愛知県、兵庫県・神戸市)
- ・販売所、火薬庫の検査方法の整理(名古屋市、岡山県、広島県・広島市、福岡県・北九州市、熊本市・熊本県)
- ・火薬庫の許可について警察本部との連携(神奈川県)
- ・合同訓練の実施(兵庫県・神戸市)
- ・道府県と指定都市間の情報連絡体制の確保。事故・災害発生対応マニュアルの作成及び取り交わし。(札幌市)

懸念事項2: 火薬類の消費にかかる安全な距離が指定都市内に収まらない場合の情報共有(千葉県、堺市)

○道府県・指定都市が検討している対応の方向性

- ・事業者に対する指導方法、法令運用及び許認可に係る審査方法、立入検査の対応方法の整理。(千葉県)
- ・移譲された都市で構成する連絡会議で検討し運用の統一化を諮っている(堺市)

懸念事項3: 譲り受ける者が指定都市内であり、消費場所が指定都市外又は指定都市と指定都市外となる場合の許可申請の方法(千葉県、神奈川県)

懸念事項4: 輸入港における陸揚げ地が指定都市内に収まらない(名古屋市)

○道府県・指定都市が検討している対応の方向性

- ・輸入港における陸揚げ地の取扱いの整理(名古屋市)

道府県・指定都市が検討している対応で示されているとおり、現行法における道府県域を超える場合の対応方法を参考に、①指定都市と道府県との連絡体制の構築、②指定都市との合同の立入検査の実施、③指定都市・道府県間の災害発生時の連絡体制の構築等を行う事で保安の確保が可能と考えられる。

懸念事項3(譲受許可、消費許可)及び懸念事項4(輸入許可等)については、省令で許可等を行う者が規定されている事項であるので、指定都市への移譲後も混乱が生じないように検討していきたい。

(5) 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案

② 災害・事故発生時の対応に関する事案

懸念事項：災害時緊急時の指揮命令系統が分割される（埼玉県、千葉県、神奈川県、名古屋市、兵庫県、岡山県）

○道府県・指定都市が検討している対応の方向性

- ・道府県間における現状での取扱いの整理（埼玉県）
- ・合同立入検査の実施、意見交換会議の開催及び災害時緊急時の連絡等情報共有体制整理（千葉県、名古屋市）
- ・大規模災害時の県の立入権限付与、臨機応変な対応の検討（神奈川県）
- ・緊急措置を要する場合は、相互に協議する仕組みの検討（神奈川県）
- ・事故災害発生対応マニュアルを指定都市・道府県と取り交わす（北海道）

道府県・指定都市が検討している対応で示されているとおり、事前に対応の方法を道府県と指定都市で検討し災害・事故発生時でも円滑な対応が講じられるようにすることで、保安の確保が可能と考えられ、道府県と指定都市の双方に立入検査等の権限を付与する必要は無いと考える。

ただし、大規模災害の発生時などでは、災害対策基本法に基づく、関係市町村等との連絡調整などの事務等が規定されており、火薬類取締法に基づく権限の付与がなくても対応は可能と考えられる。

③ 道府県と指定都市との解釈・運用のバラツキに関する事案

懸念事項：指定都市の検査内容・解釈が異なる事により県内の保安水準のバラツキが発生（埼玉県、静岡県）

○道府県、指定都市が検討している対応の方向性

- ・連絡会議の設置（静岡県）
- ・マニュアル、審査基準等の整備、移譲後の連絡体制の構築（静岡市・浜松市）
- ・保安検査や立入検査の検査内容及び基準について指定都市と道府県の検査内容及び基準のすりあわせの検討（千葉県）

道府県・指定都市が検討している対応に加え、(2)～(4)で掲げられた、道府県との連絡会等の道府県、指定都市の間の取り組みで、道府県及び指定都市で対応していくことが重要と考える。

当省としても、産業保安監督部主催のブロック会議への参加、都道府県課長会議への参加、火薬類取締法研修等により補完していくこととしたい。

(5) 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案

④ 担当者及び担当者の技術レベルの維持にかかる事案

○懸念事項

- 1) 移譲による処理件数の減少により担当者のレベル維持が困難（愛知県）
- 2) 許認可数が少ない中での火薬庫の保安確保の人材確保（神奈川県）

○道府県、指定都市が検討している対応の方向性

- ・ 移譲に際して十分な専門人材の複数配置、県・指定都市間の事例研究や合同視察の実施など、県、指定都市の技術レベルの後退が起こらないよう対応が必要。（神奈川県）

道府県・指定都市が検討している対応に加え、(2)～(4)で掲げられた、道府県との連絡会等の設置による情報交換、各種研修等への参加などにより対応していくことが重要と考える。

当省としても、火薬類取締法研修等により補完していくこととしたい

⑤ 試験事務・免状交付事務及び指定完成・保安検査機関の指定事務に関する事案

○懸念事項

- 1) 指定完成検査機関・指定保安検査機関に関する事務について、検査対象施設が指定都市内に収まらない場合は、申請者の負担が大きくなるので、国における運用解釈の検討や地方自治体の連携が必要となる（北海道、川崎市）
- 2) 試験事務、免状交付は同一県内で実施者が2以上となり受験者に混乱を招くので、移譲事務にそぐわないことから広域で実施するなど配慮が必要（北海道、宮城県、愛知県、埼玉県）

指摘事項1の指定完成・保安検査機関の指定については、検査対象施設が指定都市内に収まらない場合は検査機関の申請者の負担が大きくなるので、指定事務の考え方の整理を行う必要があり、本事務の移譲は慎重に検討が必要。

指摘事項2の試験事務・免状交付事務については、移譲した場合に道府県と指定都市で調整し、仮に試験会場を同一場所で試験を行うこととした場合でも、市長及び知事に試験の実施義務が発生する。このため、受験票の受付から、試験の実施、合格者発表までは市長、知事でそれぞれが実施する必要がある。また、受験者は市の試験又は知事の試験のどちらを受験するか選択する必要がある、受験者の混乱が生じると考えられ、本事務の移譲は慎重に検討が必要。

(5) 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案

⑥ その他の事案

懸念事項 1：新たな火薬類の用途などの迅速な対応（神奈川県）

○道府県、指定都市が検討している対応の方向性

・道府県で事例を集約し指定都市との連携を図る（神奈川県）

懸念事項 2：煙火消費時の保安距離等火薬類の許可における判断基準の明確化（大阪府）

○道府県、指定都市が検討している対応の方向性

なし

懸念事項 2：火薬類保安協会における事務処理の状況把握（岡山県）

○道府県、指定都市が検討している対応の方向性

なし



懸念事項1については、道府県で事例を集約し指定都市との連携を図るという方向性で解決可能と考えられる。

懸念事項2及び3については既存の道府県の事務の中で対応が可能と考えられる。

(6) 必要な準備期間

既に権限が移譲又は移譲されている指定都市及び府県を除く、指定都市及び道府県では、(1)から(5)の懸念事項の対応に要する期間として最長平成29年4月まで必要と回答。

道府県の事務・権限の移譲状況の区分	道府県名	平成28年3月 (平成27年度末)	改正法公布後2年	平成29年3月 (平成28年度末)	平成29年4月	一年	半年程度
大部分を移譲	宮城県					○	
	新潟県						
	大阪府						
	広島県						○
一部又は移譲していない	北海道	○					
	埼玉県			○			
	千葉県			○			
	神奈川県			○			
	静岡県			○			
	愛知県				○		
	京都府		○				
	兵庫県				○		
	岡山県			○			
	福岡県			○			
	熊本県	○					

指定都市の事務・権限の移譲状況の区分	指定都市名	平成28年3月	平成29年3月	平成29年4月	改正法公布後2年	半年程度	一年程度	1年半	2年半
大部分が移譲	仙台市						○		
	新潟市								
	大阪市							○	
	堺市								○
	広島市					○			
	札幌市	○							
一部又は移譲されていない	さいたま市		○						
	千葉市		○						
	川崎市		○						
	横浜市		○						
	相模原市		○						
	浜松市・静岡市		○						
	名古屋市			○					
	京都市				○				
	神戸市			○					
	岡山市		○						
	福岡市		○						
	北九州市		○						
熊本市	○								

(7) その他保安上の懸念事項(火薬類取締法の条項毎に分類)(1/4)

懸念事項は、以下の4類型に分類される。

- ①現状の法運用でも発生しうる懸念事項
- ②移譲に際して考慮すべき懸念事項
- ③(5)で指摘され、解決の方向性が示されている懸念事項
- ④道府県独自の保安対策の継続性に関する懸念事項

①現状の法運用でも発生しうる懸念事項

火薬類取締法の条項	内容	留意事項	解決の方向性	道府県・指定都市
30条	保安責任者の選解任	保安責任者の選任等、二重選任チェック体制の確保		埼玉県

現在の法運用の中でも、道府県をまたいで事業等が行われる場合に発生しうる事案で有り、現状の道府県をまたぐ場合の対応を整理することで対応可能と考えられる。

②移譲に際して考慮すべき懸念事項

火薬類取締法の条項	内容	留意事項	解決の方向性	道府県・指定都市
44条	製造許可、販売許可の取消し	取消しの権限も指定都市に移譲すべき		神奈川県
52条第5項	事故届	警察等関係機関との事前協議等が必要		新潟県

指定都市に許可権限が移譲された場合には、同時に当該許可の取消し権限も指定都市に移譲するように措置する。
警察等関係者との協議については、当省としても法改正の際に、警察庁と十分に調整して円滑に移譲が進むよう対応する。

(7) その他保安上の懸念事項(火薬類取締法の条項毎に分類)(2/4)

③ (2) から (5) で指摘され、解決の方向性が示されている懸念事項

イ. (5)①法律上の許可行為は独立しているが関連がある事案で指摘された事項

火薬類取締法の条項	内容	留意事項	解決の方向性	道府県・指定都市	(5)での指摘
5条	販売許可	販売店と火薬庫が指定都市内に収まらない	道府県と指定都市間の情報提供体制の構築	北海道	(5)①
				神奈川県	
12条	火薬庫設置許可	販売店と火薬庫が指定都市内に収まらない	道府県と指定都市間の情報提供体制の構築	北海道	(5)①
17条第1項	譲渡・譲受許可	譲り受ける者が1指定都市で、消費する者が1指定都市内に収まらない場合の対応	許可申請の方法の検討	千葉県	(5)①
				神奈川県	(5)①
24条1項	輸入許可	輸入港が指定都市に収まらない	輸入許可申請書等の見直しが必要	愛知県	(5)①
25条第1項	消費許可	消費に係る安全な距離が指定都市内に収まらない場合	手続き方法の検討	千葉県	(5)①

ロ. (5)②災害・事故発生時の対応に関する事案で指摘された事項

火薬類取締法の条項	内容	留意事項	解決の方向性	道府県・指定都市	(5)での指摘
42条 43条 45条	報告徴収 立入検査 緊急措置等	広域的な災害の防止等から、指定都市の求めに応じ道府県も立入検査等を行えるようにすべき		神奈川県	(5)②
46条	緊急時の措置	災害時緊急時の指揮命令系統が分割される	事故発生マニュアルを取り交わす	北海道	(5)②

ハ. (5)③道府県と指定都市との解釈・運用のバラツキに関する事案で指摘された事項

火薬類取締法の条項	内容	留意事項	解決の方向性	道府県・指定都市	(5)での指摘
43条第1項	立入検査	立入検査の検査内容及基準のバラツキ	道府県内での内容及基準のすりあわせ	千葉県	(5)③
35条第1項	保安検査	保安検査の検査内容及基準のバラツキ	道府県内の内容及基準のすりあわせ	千葉県	(5)③

(7) その他保安上の懸念事項(火薬類取締法の条項毎に分類)(3/4)

③ (2) から (5) で指摘され、解決の方向性が示されている懸念事項

二. (5)④担当者及び担当者の技術レベルの維持にかかる事案で指摘された事項

火薬類取締法の条項	内容	留意事項	解決の方向性	道府県・指定都市	(5)での指摘
3条	製造許可	件数が少ないが、高い専門性が求められるので、技術レベルの確保が必要	十分な専門人材の複数配置、県・指定都市での事例研究や合同視察の実施等	神奈川県	(5)④
12条	火薬庫の設置許可	件数が少ないが、高い専門性が求められるので、技術レベルの確保が必要	十分な専門人材の複数配置、県・指定都市での事例研究や合同視察の実施等	神奈川県	(5)④
24条	輸入許可	ほとんどの業務が特定の指定都市に偏り、業務遂行にあたり専門知識が必要。	輸入許可業務を行っている自治体との情報共有や、取扱主任者免状の取得、研修への参加等による専門知識の確保	神奈川県	(5)④
25条第1項	消費許可(煙火以外)	件数が少なく、専門知識の維持が必要	十分な専門人材の複数配置、県・指定都市での事例研究や合同視察の実施等	神奈川県	(5)④
25条第1項	消費許可(煙火)	煙火の消費に関する、指定都市、県、主催予定者の技術レベル維持	指定都市、県等及び煙火業者との合同技術情報交換会受講義務、受講証明書の消費許可への添付義務の創設	神奈川県	(5)④
			県・指定都市・煙火業者との間での煙火消費ルールの策定、明文化及び共有体制を法で定めることの検討	神奈川県	(5)④
			県・指定都市における実験結果・理論的考察などの情報共有体制を法で定めることの検討	神奈川県	(5)④
			煙火の事故情報・事故原因の県への報告により、確実な県域及び日本全国への迅速な伝達及び情報共有が確保できる仕組みを検討	神奈川県	(5)④
			煙火の消費現場への県の立入権限を確保し、指定都市等への技術伝承ができる仕組みの検討	神奈川県	(5)④
			事故防止ノウハウの広域的な蓄積及び事故の未然の防止を企図するための県による立ち理検査及び緊急措置を実施できる仕組みを検討。	神奈川県	(5)④
27条	廃棄	処理件数が少なく、専門知識の維持が課題	十分な専門人材の複数配置、県・指定都市での事例研究や合同視察の実施等	神奈川県	(5)④
28条 20条 30条	危害予防規定 保安教育 保安責任者等	処理件数の減少による、専門知識の維持が課題	十分な専門人材の複数配置、県・指定都市での事例研究や合同視察の実施等	神奈川県	(5)④
35条	保安検査	件数が少ないが、高い専門性が求められるので、技術レベルの確保が必要	十分な専門人材の複数配置、県・指定都市での事例研究や合同視察の実施等	神奈川県	(5)④
36条	安定度試験	処理件数が少ないが、高い専門性が求められるので、技術レベルの確保が必要	十分な専門人材の複数配置、県・指定都市での事例研究や合同視察の実施等	神奈川県	(5)④

(7) その他保安上の懸念事項(火薬類取締法の条項毎に分類)(4/4)

③ (2) から (5) で指摘され、解決の方向性が示されている懸念事項

ホ. (5)⑤試験事務・免状交付事務及び指定完成・保安検査機関の指定事務に関する事案で指摘された事項

火薬類取締法の条項	内容	留意事項	解決の方向性	道府県・指定都市	(5)での指摘
31条	免状交付事務・試験事務	免状交付事務		埼玉県	(5)⑤
31条	免状交付事務・試験事務	試験実施者、免状交付者が同一県内で2以上となり、受験者が混乱する		愛知県	(5)⑤

へ. (2) から (4) で対応が示されている事項

火薬類取締法の条項	内容	留意事項	解決の方向性	道府県・指定都市	指摘
全般	全般	指導の一貫性、継続性が損なわれる	経産省の通達、通知等を参考として使用	京都市	(2)～(4)
全般	全般	新たな職員の研修が必要		広島市	(2)～(4)

④ 道府県独自の保安対策の継続性に関する懸念事項

火薬類取締法の条項	内容	留意事項	解決の方向性	道府県・指定都市
その他(12条関連)	火薬庫	全火薬庫に県警察につながる警報装置を配備。権限移譲に向けてどのように維持するかが課題		神奈川県

神奈川県独自に行っている火薬庫の警報装置の警察との接続については、指定都市と協議を行って対応していただきたい。